

震災復興と自治体財政 ～阪神・淡路大震災の経験から～

前田高志ゼミ

秋月大和、伊藤健一、田部 翠、長田彰紘、畠中智絵

1. はじめに

平成 23（2011）年 3 月 11 日に東日本大震災が起きた、自治体財政に与える影響に興味を持った。そこでまず平成 7（1995）年 1 月 17 日に兵庫県を中心に発生した阪神・淡路大震災の自治体への影響を調べる為に、我々の身近である西宮市・宝塚市に焦点を当てその影響について財政指標を用い分析した結果、現在の両市の財政状況は震災後の復旧・復興事業を行ったが故に非常に厳しい状況にあることが分かった。そこで実際に行った復旧・復興事業が適正な水準で行われたかを検証し、東日本大震災後の復旧・復興事業において、自治体への将来負担を軽減させる為に公的資金への依存度を低下させ民間資金・活力を利用する有効な手段を提案することとした。

2. 阪神・淡路大震災、東日本大震災の概要

阪神・淡路大震災においては、兵庫県の一部を中心に比較的狭い範囲でのみ被害を受けたこともあり、被害総額は 10 兆円に留まり、復旧・復興にかかった事業費は約 16 兆円で

表 1 阪神・淡路大震災と東日本大震災の被害等の比較

	阪神・淡路大震災	東日本大震災
日時	1995 年 1 月 17 日	2011 年 3 月 11 日
震源地	淡路島北部沖の明石海峡	宮城県牡鹿半島の海底 130km
地震の規模	マグニチュード 7.3	マグニチュード 9.0
死者	6,434 名	15,842 名
行方不明者	3 名	3,475 名（12 月 21 日現在）
避難者数	316,678 名	69,668 名（12 月 11 日現在）
住宅被害	639,686 棟	
被害総額	9 兆 9,268 億円	16 兆 9,000 億円
復旧・復興事業費	16 兆 3,000 億円	23 兆円以上

出所：内閣府 HP 気象庁 HP

ある。一方、東日本大震災においては、日本海側の東北地方全域に渡って、大きな津波の被害に遭っており、被害総額は約17兆円、復旧・復興事業費は、23兆円以上とされている（平成23年9月6日現在）。なお、これらの数値には、福島第一原子力発電所事故は含まれていない。

3. 西宮市、宝塚市の財政状況

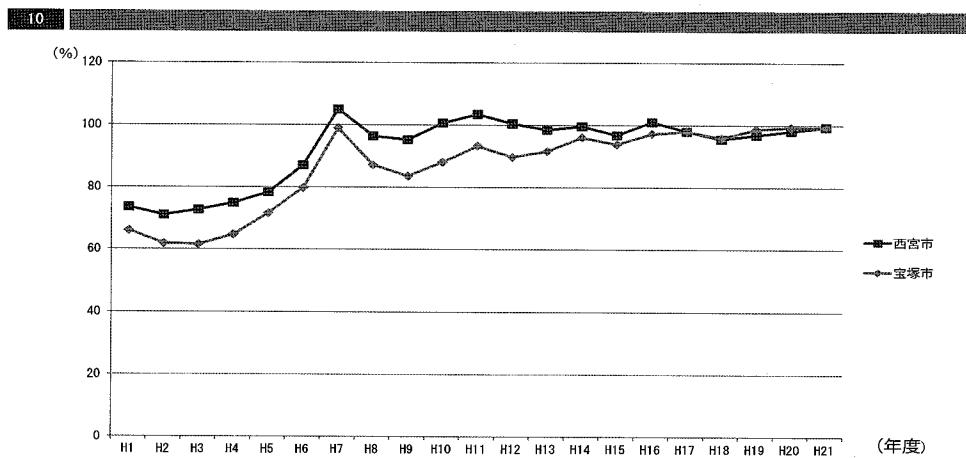
3.1. 経常収支比率の推移

次に一般的に財政の状態を見るときに必要な指標を使い、実際に西宮市・宝塚市がどのような震災の影響を被ったかをみていく。

まず、図1で経常収支比率の推移をみておきたい。経常収支比率とは人件費・扶助費・公債費などの経常的経費に地方税・普通交付税などの経常的一般財源がどの程度充当されているのかを表している指標である¹⁾。経常収支比率は経験上、75%を適正な水準とされているが、下のグラフを見ると震災以前は両市ともに水準近くなのにに対し、震災以降はとともに90～100%付近を推移していることがわかる。このことから阪神淡路大震災は比較的財政に余裕のあった地域で起きたことが言える。

図1 西宮市と宝塚市の経常収支比率の推移

経常収支比率の推移



地方財政調査研究会編『市町村別決算状況調』(1989～2009)より作成

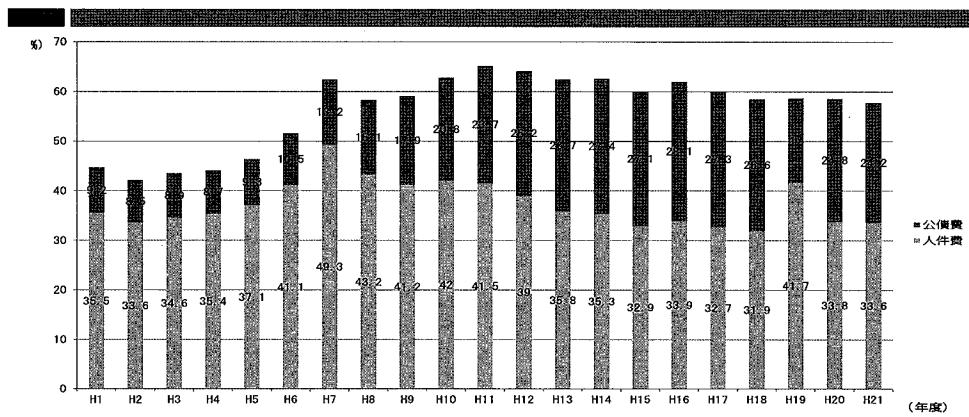
1) 経常収支比率は、経常経費充当一般財源 ÷ 経常一般財源総額 × 100 の算式で求められる比率で、地方自治体の財政の弾力性を示す指標として利用されている。道府県で80%、市町村で75%を上回らないことが望ましいとされている。

3.2. 西宮市における経常収支比率に占める公債費・人件費の割合の推移

次に図2は西宮市の経常収支比率に占める公債費・人件費の割合の推移である。震災の前後を見比べると、人件費には大きな変化が見られないのに対し、公債費が明らかに大きくなっている。これは復旧・復興への負担を見たときに自治体が多くを負担していた為にこのような変化をしていると考えられる。

図2 西宮市の経常収支比率に占める公債費、人件費の割合

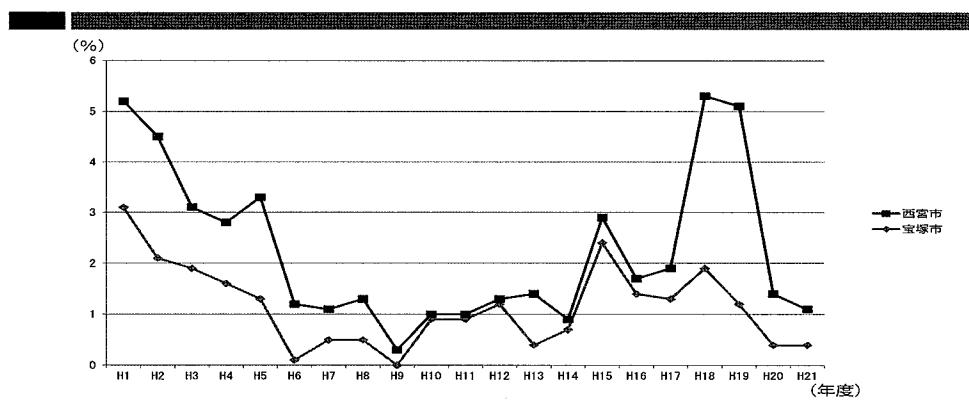
西宮市 経常収支比率に占める 公債費、人件費の割合の推移



地方財政調査研究会編『市町村別決算状況調』(1989~2009)より作成

図3 西宮市と宝塚市の実質収支比率の推移

実質収支比率の推移



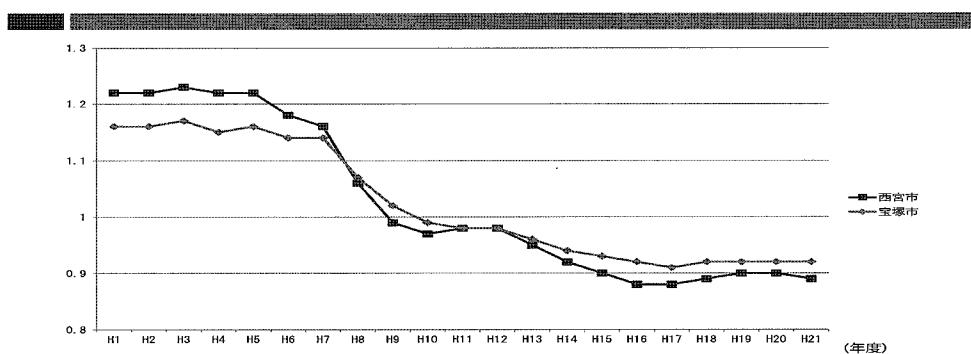
地方財政調査研究会編『市町村別決算状況調』(1989~2009)より作成

3.3. 実質収支比率の推移

西宮市と宝塚市の実質収支比率²⁾の推移を示したのが図3である。実質収支比率とは地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量に対する実質収支額の割合になる。こちらも全体を見てみると、震災以降は以前に比べ低い水準を推移している。平成18～19年度の大きな変化は市税収入の増加、下水道の処理場用地買収事業にかかる足掛け元金収入の増加などによる歳入の増額及び歳出の減額により実質収支、実質単年度収支がともに大きな黒字となったことが理由である。

図4 西宮市・宝塚市の財政力指数の推移

財政力指数の推移



地方財政調査研究会編『市町村別決算状況調』(1989～2009)より作成

3.4. 財政力指数の推移

図4は財政力指数³⁾の推移を示す。財政力指数は標準的な行政活動に必要な財源をどの程度、自力で調達できるかを表している。こちらも先ほどまでと同じように震災を契機に明らかに落ちている。この指標は基準財政収入額÷基準財政需要額で示される。震災以降の明らかな低下は基準財政需要額が大きく増加しているためである。

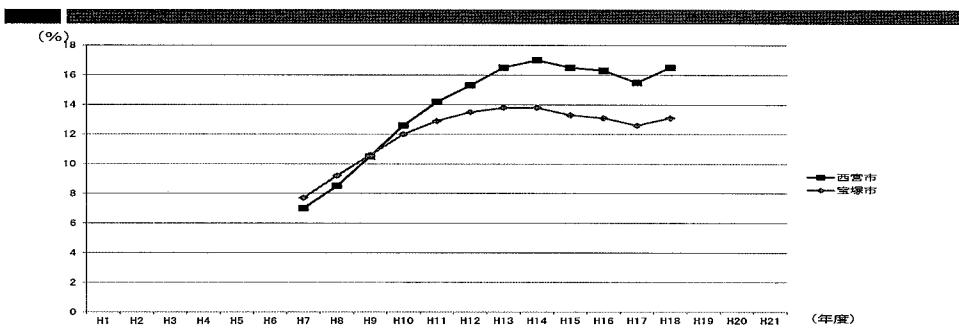
3.5. 起債制限比率の推移

次に図5は、起債制限比率の推移である。起債制限比率とは地方税収など経常的な一般財源のうち地方債の返済に充てる割合のことを表した指標で、20%を超えないことが望ま

- 2) 実質収支比率…実質収支の額の適否を判断する指標であり、標準財政規模に対する実質収支額の割合で示される。実質収支が黒字の場合は正の数、赤字の場合は負の数で表され、経験的には3%～5%程度が望ましいとされる。
- 3) 財政力指数…当該団体の財政力（体力）を示す指標であり、指標が高いほど財源に余裕があるものとされている。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3ヵ年の平均値である。

図5 西宮市と宝塚市の起債制限比率の推移

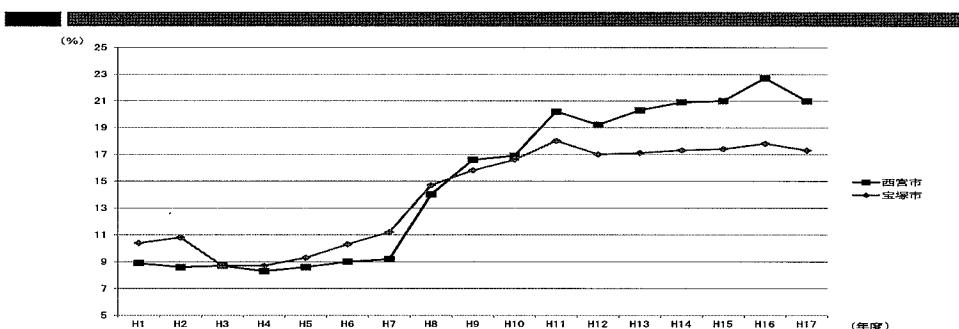
起債制限比率の推移



地方財政調査研究会編『市町村別決算状況調』(1989～2009)より作成

図6 西宮市と宝塚市の公債費比率の推移

公債費比率の推移



地方財政調査研究会編『市町村別決算状況調』(1989～2009)より作成

しいとされている。一度は少し回復しているものの、傾向としては年々その20%に近づいている。

3.6. 公債費比率の推移

図6は公債費比率⁴⁾の推移を示している。これは公債費に充てられる一般財源の額の標準財政規模に占める割合を表す指標である。こちらも今までの指標と同じで、言うまでもなく震災以降で悪化していることがわかる。基準としては10%を超えないことが望ましいとされている。

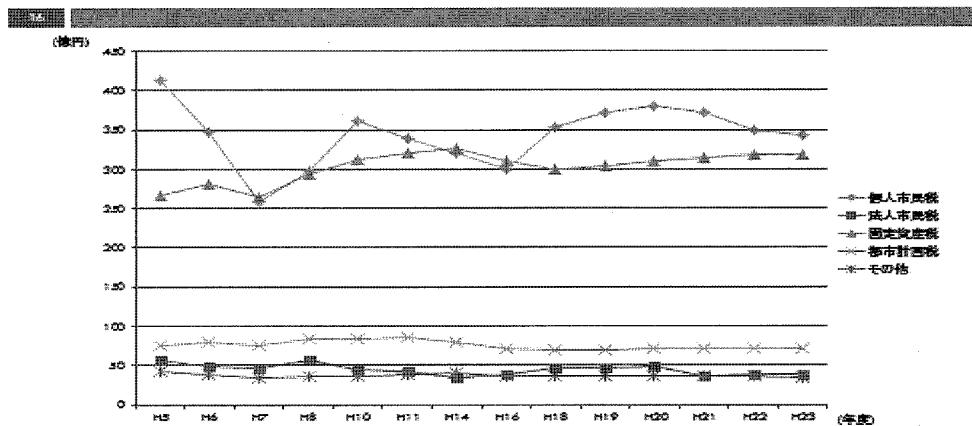
4) 公債費比率は、当該年度元利償還金 - (元利償還金充当特定財源 + 災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費) ÷ 標準財政規模 - 災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費、で算出され、公債費に充てられる一般財源の額の標準財政規模に占める割合を表す比率で、財政構造の弾力性を判断する指標である。10%を超えないことが望ましいとされる。

3.7. 市税収入の推移

図7は西宮市の、図8は宝塚市の、それぞれの市税収入の推移を表したものである。平成6、7年度に急激に低下しているのは、特別措置による市税の減免が行われたことが要因として考えられる。他の要因としては、震災による人口減少も影響していると考えられる。また、平成10年度にかけて増加しているのは、震災時に減った人口が再び戻ってきたことが要因である。宝塚市も同様に推移している。

図7 西宮市の市税収入の推移

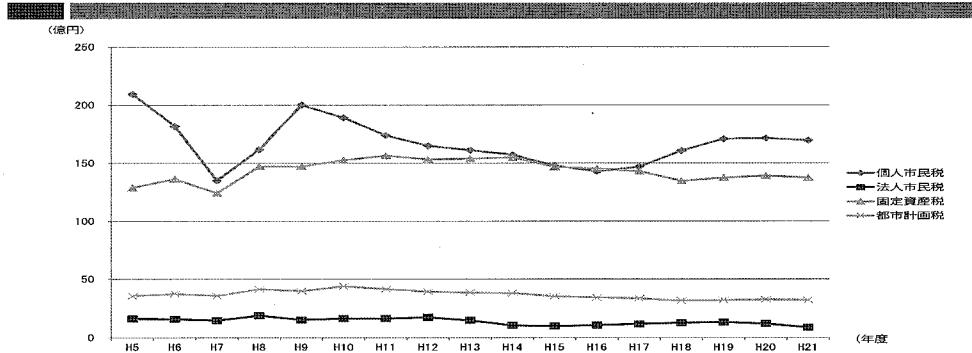
西宮市 市税収入の推移



地方財政調査研究会編『市町村別決算状況調』(1989～2009)より作成

図8 宝塚市の市税収入の推移

宝塚市 市税収入の推移



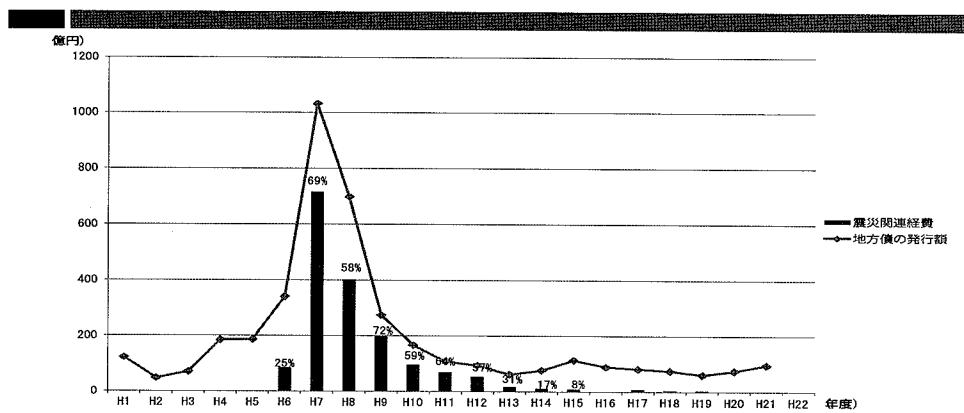
地方財政調査研究会編『市町村別決算状況調』(1989～2009)より作成

3.8. 地方債発行額の推移

図9に示すように、西宮市の地方債の発行額は、震災が起きてから数年間、震災関連経費が多くを占めていることが分かる。図10の宝塚市のグラフを見ても同じことが言える。ただ両市ともに平成10年度頃から現在までを見ていくと、以前と比べ震災関連経費は減っているにもかかわらず、地方債の発行額自体はあまり減少していないことが目立つ。震災以前に関してはバブル崩壊による景気対策を行う必要があったために少し多くなっている。

図9 西宮市と宝塚市の地方債起債額の推移

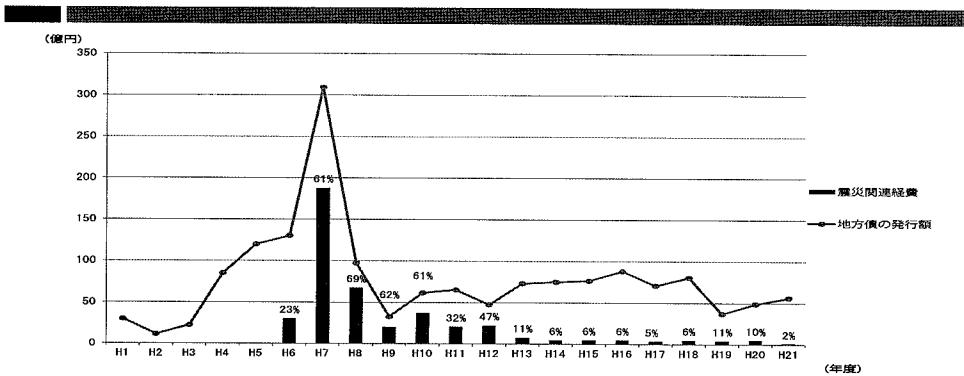
西宮市 地方債の発行額



『西宮市財政の現状～西宮市の財政を考える～』より作成

図10 宝塚市の地方債起債額の推移

宝塚市 地方債の発行額

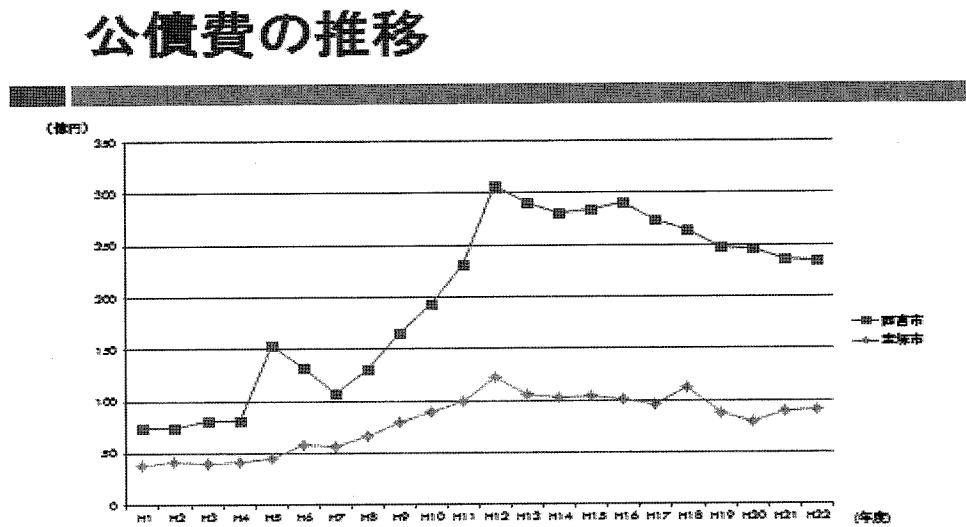


地方財政調査研究会編『市町村別決算状況調』(1989～2009)より作成

3.9. 公債費の推移

図11は西宮市と宝塚市の公債費の推移であるが、両市ともに平成7年度から12年度にかけて増加し、それ以降減少している。これは平成7年度から最初の5年間は利子だけを返済し、それ以降から元本の返済を行ったためによる変化である。宝塚市は公債費を今なお返済している途中で、完済は一般的に事業完了後20年となっている。現段階も道路整備等の事業が続いているため完済はまだ先のことになるようだ。

図11 西宮市と宝塚市の公債費の推移



『西宮市財政の現状～西宮市の財政を考える～』より作成

3.10. 公債費負担比率の推移

図12は公債費負担比率の推移を示したものである。公債費負担比率とは公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合⁵⁾のことを表したものである。15%が警戒ライン、20%が危険ラインとなっている。両市ともに危険ライン付近を推移していることから財政の弾力性に乏しいことがわかる。

3.11. 公債費内訳の推移

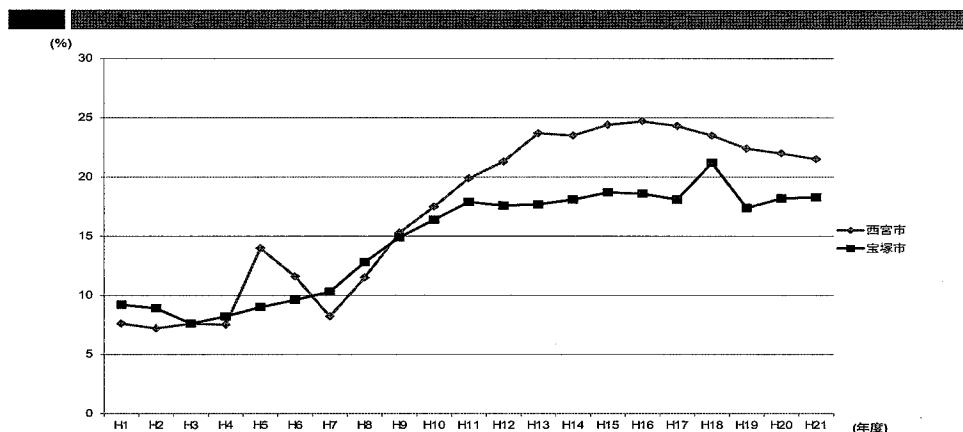
宝塚市の場合（図13参照）、公債費の推移は平成12年度から現在まで傾向的に減少しているのに対し、その内訳として、震災関連経費は大きくは変わっていない。このことから震災関連以外の部分を減らし、公債費を減らしていると考えられる。震災からこれだけ

5) 公債費負担比率とは、 $\text{公債費} \div \text{一般財源} \times 100$ の算式で求められる比率で、公債費による財政負担の大きさを測る指標として利用されている。

の期間が経った今なお財政を圧迫する要因のひとつとして存在し続けている。比較的裕福であった自治体でこれだけの影響を受けたのであるから、東北の財政力の弱い自治体は大きく影響を受けると想像できる。

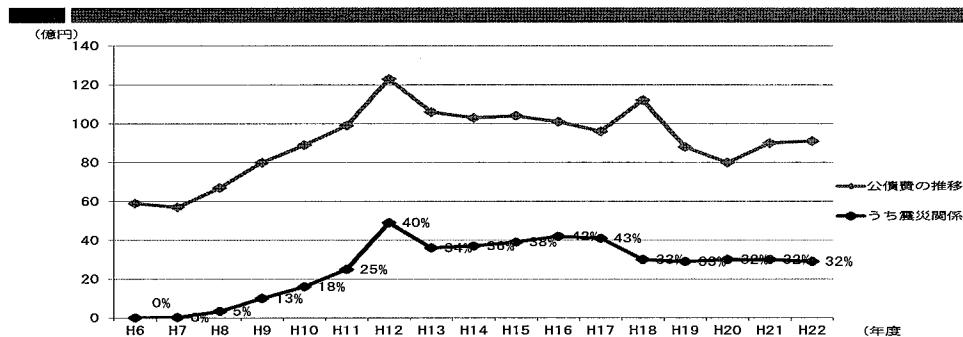
これらの指標から震災によって、様々な面から長期的に地方自治体の財政が圧迫されていることが分かる。

図12 西宮市と宝塚市の公債費負担比率の推移 公債費負担比率の推移



『西宮市財政の現状～西宮市の財政を考える～』より作成

図13 宝塚市の公債費における震災関係費分の内訳 宝塚市 公債費の推移



地方財政調査研究会編『市町村別決算状況調』(1989～2009)より作成

4. 復旧・復興事業

4.1. 西宮市の震災復興計画事業費

次に、西宮市と宝塚市において震災復興事業の事業費をみていく。表2は西宮市震災復興計画事業費を示したものである。平成6～7年度においては国・県等が約57%、起債が約39%、一般財源が約4%を、平成8～10度においては国・県等が約48%、起債が約32%、一般財源が約20%を占めている。これにより、国・県等の負担が高いことがわかる。

表2 西宮市の震災復興計画事業費

西宮市震災復興計画事業費

	H6～7年度				H8～10年度			
	事業費	左の財源内訳			事業費	左の財源内訳		
		国・県等	起債	一般財源		国・県等	起債	一般財源
市民生活の安定・支援	12,101	7,676	3,664	761	81,065	38,122	31,641	11,302
安全で安心できるまちづくり	421	400		21	9,431	66	8,542	823
産業の振興	8,196	7,672		524	19,257	18,414		843
魅力ある地域社会の創出	7	4		3	19,578	7,279	8,355	3,944
環境と調和した、美しいまちづくり					801	584	155	62
市街地の面的復興整備	34,562	17,925	15,517	1,120	78,110	36,202	18,672	23,236
道路交通のネットワーク等	15,560	6,823	8,230	597	7,150	3,114	1,742	2,294
港湾の整備								
水と緑のまちづくり					2,358	721	487	1,150
ライフラインネットワークの整備					1,874	1,405		469
合計(構成比)	70,937	40500 (57.1%)	27411 (38.6%)	3026 (4.3%)	219,624	105907 (48.2%)	69594 (31.7%)	44123 (20.1%)

出典：企画局企画調整部企画調整課(平成7年9月)西宮市震災復興計画・実施計画

4.2. 宝塚市の震災復旧・復興関連経費

表3は宝塚市の震災復旧・復興関連経費を示したものである。宝塚市においては平成6～7年度は国・県等が約26%、起債が52%、一般財源が約16%を、平成8～10年度は国・県等が約39%、起債が約26%、一般財源が約25%を占めている。これにより、平成6～7年度においては起債に頼っていたが、平成8～10年度においては国・県等の負担が高くなっていることがわかる。

以上より、西宮市・宝塚市 両市ともに国からの援助が多かったことが見て取れる。

表3 宝塚市の震災復興計画事業費
宝塚市

	H6~7年度					H8~10年度					単位:百万	
	事業費	左の財源内訳				事業費	左の財源内訳					
		国・県等	起債	一般財源	その他		国・県等	起債	一般財源	その他		
震災復旧関連経費①	29,629					10,378						
震災復興関連経費②復興計画	12					36						
再開発	1,896					10,710						
区画整理	698					6,109						
災害住宅	4,432	10,657	21,830	6,590	2,695	6,780	19,207	12,505	12,392	4,756		
消防施設	5	(26%)	(52%)	(16%)	(6%)	364	(39%)	(26%)	(25%)	(10%)		
道路・街路	4,577					12,510						
下水道	272					0						
公園	0					1,572						
防災施設等	247					398						
小計		12,143				38,483						
合計 ①+②=③		41,773		41,773		48,861		48,861				

4.3. 国からの財政支援

表2、3の西宮市と宝塚市の復興事業費の財源内訳からもわかるように、震災復興事業には国からの財政的な支援があった。西宮市における再開発事業としては、アクタ西宮等を想像される方も多いが、このアクタ西宮がある西宮北口駅北東地区は国からの財政的支援が多かった地区だった。国からの財政的支援の例として、区画整理事業と再開発事業に対する支援を挙げていく。森具地区と西宮北口駅北東地区の区画整理事業や西宮北口北東地区の再開発事業においては、地方債の充当率をすべて90%とし、交付税においては元利償還金の80%を普通交付税の基準財政需要額に算入することができた⁶⁾。普通交付税の基準財政需要額に元利償還金の本来よりも高い80%を参入することで、この財源不足額が増加する。つまり、国からの援助が増加したことになる。

国からの財政的支援は基本的には宝塚市も同じで、宝塚の場合は、さらら仁川・ピピアめふ・宝塚駅前の花のみちに財政的支援があった。

アクタ西宮・さらら仁川・ピピアめふ・宝塚駅前の花のみち等の震災復興の再開発事業には国からの手厚い財政支援があった。しかし、国からの支援があったとしても震災復興の再開発事業は西宮・宝塚の財政を圧迫してきた。これは国からの財政的支援を期待し過剰な投資を行ったのではないだろうか。

6) 地方公共団体が標準的な行政を実施するために必要な一般財源額である基準財政需要額が、その団体が標準的に収入しうる税収額を合理的な基準に基づいて算出したものである基準財政収入額を上回る場合、上回る部分を財源不足額とし、普通交付税額として交付する。

4.4. 自治体財政への影響

以上より、震災復興事業は自治体財政に4つの点で悪い影響をもたらしたと考えられる。まず、第一に震災復旧・復興のための起債が財政を圧迫しているという影響である。これまでの話からもわかるように、復興事業費の国や県等が占める割合は高かったが、起債の占める割合も非常に高いものだった。このことからも、震災復旧・復興のために起債した地方債の元利償還コストが自治体の財政を圧迫していると考えられる。

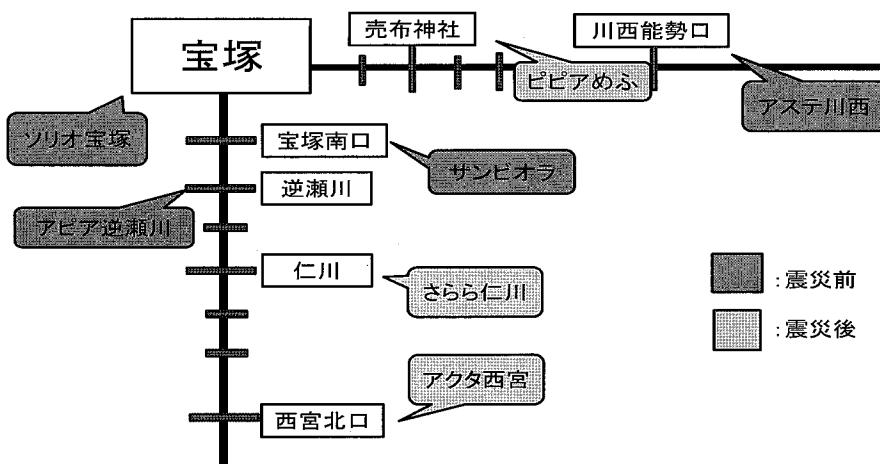
第二に、震災復興を名目に過剰に開発・再開発事業を行ったという点である。先ほども述べたように、再開発事業においては国からの財政的支援が多かったことから、国の支援を期待し、過剰に事業を行ったという可能性も否めないと考えられる。

第三に、震災復興の再開発事業として整備された施設の維持管理等のコストが嵩み、現在の財政にも影響を及ぼしているという点だ。震災復興を名目に過剰に再開発事業を行ったため、再開発事業で整備した施設も多くなり、維持管理等のコストは嵩むこととなったのではないかと考えられる。

最後に、アクタ西宮やさらら仁川・ピピアめふ・宝塚駅前の花のみち等の再開発施設が衰退し、地域に影響を及ぼしているという点である。図14のように、西宮市・宝塚市に走っている阪急今津線には狭い間隔にたくさんの施設がある。このように各駅に開発・再開発施設があるため、建設直後は震災の影響による人口の流出を免れたというメリットもあったが、震災後十数年を経て、これらの施設は衰退し、地域の活力を奪っているという影響をもたらしている。

図14 宝塚市における再開発地域

路線図 宝塚線・今津線



以上、震災復興事業がもたらした4つの影響について述べてきた。これらの影響からもわかるように、西宮市・宝塚市は国の財政的援助を期待し、再開発事業を含む復興事業を派手にやりすぎてしまったのではないだろうか。

4.5. 震災復興と民間資金の活用

阪神淡路大震災では、比較的財政に余裕のある自治体が被災したため、財政を圧迫しながらも、復興事業を行うことができた。しかし、今回の東日本大震災の被災地である東北には財政力の弱い地域が多いことが見受けられる。もともと財政力の弱い地域の財政を、復興事業を行うことにより圧迫させないためにも、復興事業を行う際、公的資金に頼らない民間資金や民間活力を利用していくべきだと考えた。民間資金や民間活力を利用するこことにより、将来の財政負担を軽減することができる。復興事業を計画していく際には、財政的な負担を考慮した復興事業のあり方を考える必要がある。

公的資金に依存しない民間資金の活用とは、民間企業へ公共事業を委託することだと考えられる。民間企業へ事業を委託するには、PFIや民営化、指定管理者制度、外部委託、第三セクターなどの方法がある。

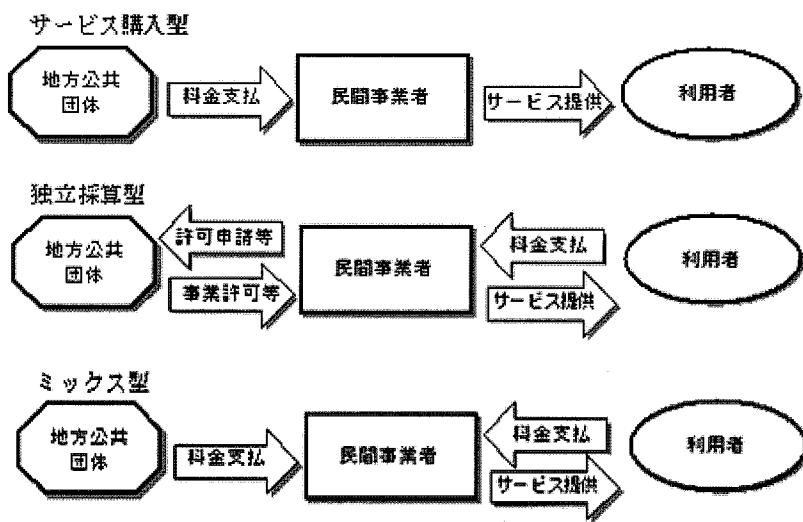
5. PFIについて

5.1. PFIの概要

公的資金に頼らない民間資金や活力を利用する方法としてPFIというものがある。PFIとはPrivate-Finance-Initiativeの略称で、今まで地方公共団体が行っていた事業を民間に任せ、民間資金、経営能力、技術を取り込み官民一体でその事業を行っていくという手法である。公共施設などの設計・建築・改修構想や発注の段階から民間企業が入ってくるという点において、既存の民間委託とは異なり、民間委託よりもより民間の意思を反映しやすいものとなっている。

PFIにはサービス購入型、独立採算型、ミックス型の3類型に分けることが出来る。まずサービス購入型について説明する。これは民間事業者が自ら調達した資金により施設を設計・建築し、維持管理及び運営を行うものである。そして地方公共団体はそのサービスの提供に対して対価を支払うという事業類型の事である。2つ目の独立採算型は、民間事業者が自ら調達した資金により施設を設計・建築し、維持管理及び運営を行い施設利用者からの料金収入のみで資金を回収する事業類型の事である。3つ目のミックス型はサービス購入型と独立採算型を合わせたものである。

図 15 PFI の類型



5.2. PFI 事業の成功例

観光 PFI と呼ばれる施設は、全国で 29 件存在し（2007 年現在）、全体の PFI 事業 265 件の 10.9% にあたる。その内訳は、宿泊施設 34%、公園施設 27%、観光系施設 17%、スポーツ施設 10%、道の駅 10% となっている。観光という言葉も近年はツーリズムという言葉に置き換わり、国際会議施設や芸術ホール施設も観光 PFI と捉える事ができ、まだまだ拡大の余地はある。

ここで、PFI の成功事例としてオテル・ド・摩耶をとりあげたい。オテル・ド・摩耶は、阪神・淡路大震災で被害を受け、運営を休止していた神戸市立国民宿舎摩耶ロッヂを再整備した、日本初の観光施設での PFI 事業である。

この施設は、神戸市の所有となる 20 年間の BTO 事業⁷⁾であり、民間事業者である当時のジェイコム、現在の JTB グループは神戸市から施設と敷地を無償で借り受け、施設の整備業務、維持管理業務、運営業務を担当するほか、敷地の一部を利用して体験学習や収益向上を図るための飲食、物販、入浴事業を実施している。2001 年開業以来、地元神戸はもちろん、関西一円や全国から来る宿泊客に好評を得て、六甲山全体の活性化の起爆剤になっている。

PFI 導入により、VFM (Value For Money) は、市が算定したところによると 6 % となっている⁸⁾。以前はゼロで計算していたことを踏まえると、かなり高い VFM となっている。

7) Build Transfer Operation。施設を建設をして所有権を行政に移転し、民間が運営する方式。

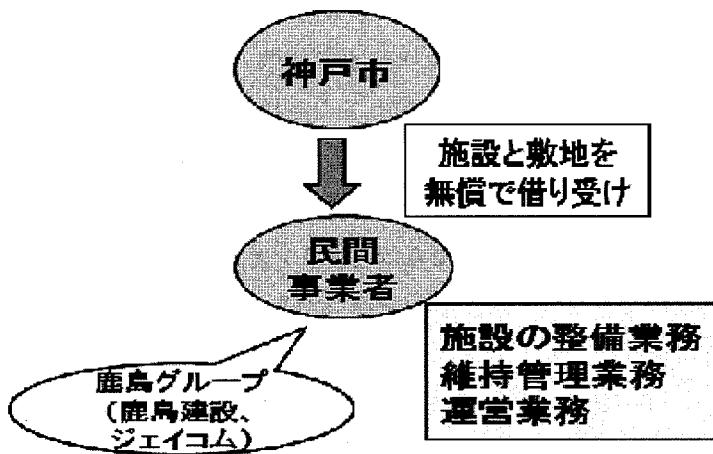
8) ある一定の支出に対するサービス価値。いかに効率的に財政資金を活用しているかということを表す。

施設整備費用は5億円で神戸市が負担し、20年に渡る延べ払いとなる。運営については、独立採算型である。

成功のポイントとしては、都市近郊であり比較的集客しやすいことなどもあるが、行政と民間の明確な役割分担があったことが一番に挙げられる。PFI事業の課題として、どこまでが行政で、どこからが民間に任せるとか等が曖昧になり、責任の所在が明らかにならないことがあるが、オテル・ド・摩耶の場合は、それらを明確に分担し、重複をなくし、無駄をなくしたことに成功の一因で考える。他にも、南欧風をイメージするといった明確なコンセプトを持ち、ターゲットを中年女性に絞ったことなども挙げられる。

PFI事業整備によって、自治体側には、新しい魅力の創造や、地域資源の有効活用、豊かな市民活動の支援、財政面で安定した施設運営などが期待できる。

図16 オテル・ド・麻耶の運営形態



6. 指定管理者制度について

PFIの他に民間活力を使う方法として指定管理者制度を取り上げる。これは民間事業者に公共施設の管理を代行させ、経費の削減や市民サービスの向上を図り、様々な市民ニーズに対応するのを目的とした制度のことである。この指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の改正により導入され、出資法人等に限られていた公共部門施設の管理・運営を地方公共団体が指定する法人等に任せることが出来る制度のことである。適応できる範囲はスポーツ施設、都市公園、文化施設、社会福祉施設など多岐にわたるもの、道路法、河川法、学校教育法などの法律において、施設の管理主体が限定されている範囲には、指定管理者制度を適用することはできない。

7. PFI と指定管理者制度の活用

東北では PFI と指定管理者制度をどのような範囲に用い、少しでも地方の財政負担を軽くすることができるのかについて考えていく。そこで観光、文化・教育・福祉の分野に限定し、その分野の中でもいくつか例を挙げた上で都会、田舎のどちらの地方で用いる事が出来るのかを考察していく。また今までの研究において指定管理者制度よりも PFI を用いる事によって、資金を節減できるのではないかと考えられる為、PFI を用いることができれば PFI を用いて、出来なければ指定者管理者制度はどうであるのかという順で考える。

まず観光業については、都心部では民間がホテルなど既に行っているため、PFI や指定管理者制度を用いる必要はない。しかし田舎などの地方では観光資源がある場合には、公共部門が直接行うのではなく PFI を用いることが出来ると考えられる。

スポーツ施設や給食センターなどの文化・教育などの分野については、学校が存在していれば、給食に需要がある為に給食センターなどについては PFI を用いることができると言えることができます。また都心部から離れており比較的人口が少ない地域に関しても、そこで給食を作り、学校が多い地域へと運べばよいので、給食センターは都会、田舎関係なく PFI を用いることが出来ると考えられる。またスポーツ施設の場合においては都心部など人口がある程度存在しているのならば、PFI を用いることが出来るが人口が比較的小ない田舎においては、そこでの料金収入を期待することが出来ない為に指定管理者を用いることとなる。

老人ホームやデイサービスなどの福祉施設においては、都會においても、田舎においても現在では高齢化が進んでいるので、地方関係なく料金収入を期待する事ができるので、PFI を用いることが出来ると考えられる。

8. 今後の展望

先ほど挙げた以外にも現在、PFI が導入されている事業として、観光施設・病院・ゴミ処理施設・上下水道・駐車場・公営住宅・道の駅などが挙げられる。そのためこれらの事業については、東北でも用いることが出来ると考えられる。しかし、現在では PFI の導入はあまり進んでいない。その理由の一つとして西宮市・宝塚市へのヒアリングを通して分かったこととして契約形態が複雑であることが挙げられる。そこで内閣府は復興事業に PFI を幅広く活用するために、規模の小さい事業について手続きを緩和すると発表した。また平成 24 年 5 月 21 日の PFI 制度改正により、従来は行政主導で PFI 事業を進めてきたが、今後は民間事業者も計画を行政に提案することが可能となった。加えてインフラ整

備においても従来の対象施設に加えて、賃貸住宅、船舶、航空機などを追加した。このように政府としてもPFIを導入しようという動きが見られ、今後はその導入が進んでいくと考えられる。

9. むすび

阪神・淡路大震災被災地の西宮市と宝塚市は地震によって財政が圧迫されてきた。しかし震災関連経費以外の地方債の発行額も多く、それが今も自治体の財政を圧迫している。東北の地域は阪神淡路大震災で被害を受けた地域よりも財政的には弱い地域である。第三次補正予算で普通交付税の基準財政需要額への算入率を100パーセントにすることが決定された。それは被災した地方には財政的負担をかけさせないということを意味する。

それは被災地の復興にとって重要な役割を果たすであろうが、同時に、西宮市と宝塚市の経験に照らし合わせば、このことにより他の無駄な事業が誘発されるのではないだろうかという懸念も生ずる。過度な復興事業が行われてしまっては、将来の東北の復興は望めない。本当に東北の復興を考えていくのであれば、もっとしっかりした復興案を考えなくてはならない。すなわち、それは東北の復興に民間活力を用いることである。PFIや指定管理者制度を用いることによりコストの削減をすることが出来る。さらに企業が参入し、新しい雇用が生まれ町がにぎわっていくという相乗効果も期待することが出来、将来の財政負担も軽減された本当の意味での復興がもたらされると考える。

【主要参考文献】

- 地方財政調査研究会編『市町村別決算状況調（1989～2009）』、地方財務協会
- 高寄昇三『阪神大震災と自治体の対応』、学陽書房
- 兵庫県ホームページ（<http://web.pref.hyogo.jp/index.html>）
- 企画局企画調整部企画調整課（平成7年9月）西宮市震災復興計画・実施計画
- 西宮市ホームページ（<http://www.nishi.or.jp/>）
- 野田由美子『PFIの知識』、日経文庫
- 『西宮市の財政の現状～西宮市の財政を考える～』
- 『阪神・淡路大震災 震災復興10年・西宮からの発信』
- 『阪神・淡路大震災 震災復興10年・西宮からの発信（資料集）』
- 内閣府 民間資金等活用事業推進室（<http://www8.cao.go.jp/pfi/>）
- 宝塚市ホームページ（<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/>）
- 宝塚市『復興の足跡～阪神淡路大震災から10年を経て～』
- 公益財団法人 ひょうご震災記念21世紀研究機構災害対策全書編集企画委員会『災害対策全書（3）』
- 坂田期雄『民間の力で行政のコストはこんなに下がる』時事通信出版局

